

## 議会運営委員会会議録

平成21年9月16日(水)

(開会) 16:21

(閉会) 16:37

委員長

只今から議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。追加議案についての説明を求めます。

総務課長

お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。議案第110号から第114号までの5件の「変更契約の締結」につきましては、いずれも議決に基づき締結した鯉田工業団地造成工事の契約に関し、工事内容の一部変更に伴い、契約金額を変更するものでございます。

議案第110号の1工区につきましては、地盤改良施工機械の変更、調整池法面保護等による工事内容の一部変更に伴い、契約金額を3,864万7,350円増額し、4億6,966万6,050円に変更するものでございます。議案第111号の2工区につきましては、地盤改良面積の変更、地盤改良施工機械の変更等による工事内容の一部変更に伴い、契約金額を5,594万4千円増額し、3億8,955万4,200円に変更するものでございます。議案第112号の3工区につきましては、地盤改良施工機械の変更等による工事内容の一部変更に伴い、契約金額を1,391万9,850円増額し、2億7,833万2,950円に変更するものでございます。議案第113号の4工区につきましては、コンクリート取壊し工の変更等による工事内容の一部変更に伴い、契約金額を745万8,150円増額し、2億6,275万5,150円に変更するものでございます。議案第114号の5工区につきましては、地盤改良面積の変更、地盤改良施工機械の変更等による工事内容の一部変更に伴い、契約金額を3,213万9,450円増額し、2億8,994万7百円に変更するものでございます。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

委員長

説明がおわりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

この鯉田工業団地造成工事関係については、特別会計の補正予算が出たんですが、本会議で答弁されたことが二日後の経済建設委員会で基本的な数字が直ちに訂正されるということがあったんですね。これでは、本会議で審議が十分に行えないわけですよ。それについて、提出者としてどういうふうにお考えかお聞きしたいのと、この5つの契約議案について、まさかと思うけれども、訂正をするということがないかどうか、慎重をきしてもらいたいと思うわけです。これについて、市長のお考えをうかがいます。

総務部長

今回設計金額の一部訂正ということで、経済建設委員会の中で本会議の中の説明の金額を変更させていただきました。一部詳細な数字に担当課長が答弁した際に若干の誤りがあったもので、訂正をさせていただいたものでございます。この契約金額につきましては、積み上げた設計書に基づく契約金額でございますので、この契約金額が誤りとかで訂正ということはございません。

川上委員

この5つの契約議案については、深追いはしませんが、担当課長が言い間違っただけじゃないでしょう、読み間違っただけじゃないでしょう、その補正予算のときに。あなた方も同じ数字を持ってたわけでしょう。だから、これは指摘に留めますけれども、5月からずっと市民にも議会にも事実を隠してきたこと等を照らし合わせると、意図的とはなかなか思いにくいけれ

ども、正確な数字を議会に報告しないで平気と、今の答弁でも謝罪はないでしょう、どうして謝罪もしないんですか、議会に対して。あなた方、特別な取扱いを議会に要望したんでしょ。だから、特別な扱いをしてるじゃないですか。それに対して、正しい数字を本会議で言わない。そして議運でも、指摘されても謝罪しないと、市長、謝罪ないですか。

総務課長

金額の訂正の件につきましては、本当におわび申し上げます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。次に、追加議案の上程時期並びに付託委員会について事務局に説明させます。

議会事務局次長

ただいま説明がありました。追加議案5件につきましては、9月18日の本会議の一般質問終了後、既に上程されております議案の質疑、委員会付託の後提案理由説明、質疑ののち議案第115ヶ年114号までの以上5件はいずれも経済建設委員会に付託していただいております。ご審議方よろしくお願いたします

委員長

説明を終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。追加議案の上程時期並びに付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

御異議なしと認めます。よって追加議案の上程時期並びに付託委員会についてはそのように決定いたしました。次に会議予定の変更案について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しております「平成21年第5回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。会議予定でございますが、先ほどお諮りしました追加議案5件について追加して記載をいたしております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会議予定の変更案について」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「会議予定の変更案について」は、そのように決定いたしました。次に、「決算特別委員会委員の人選」について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

平成20年度決算特別委員会委員につきましては、お手元に配付しておりますとおり、各会派間で調整がなされたうえで、届け出がなされております。18日の本会議において、一般質問終了後、決算認定議案付託の際、特別委員会設置を諮っていただき、特別委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条の規定により、議長が会議にはかつて指名することになっておりますので、届け出の議員を議長において指名していただいております。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「決算特別委員会委員の人選」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「決算特別委員会委員の人選」については、そのように決定いたしました。次に、「議案に対する質疑通告」について事務局から報告させます。

議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、14日までに質疑通告があっておりませんので、18日に行われる議案に対する質疑の際、議長において「質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします」という議事進行となります。なお、追加議案につきましては日程の関係上質疑通告を行っておりませんので、よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。「議案に対する質疑通告」については、ご了承をお願いいたします。次に、「議員提出議案の取扱い」について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり提出された意見書(案)が5件ございます。案件に記載の「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書(案)」、「地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書(案)」、「安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書(案)」及び「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書(案)」以上4件が、公明党の八児委員から、「生活保護の老齢加算・母子加算の復活を求める意見書(案)」が日本共産党の川上委員から提出されております。ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

事務局の説明が終わりましたので、「大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書(案)」、「地方分権改革推進計画策定と新分権一括法制定を求める意見書(案)」、「安心社会実現のため22年度予算の確保を求める意見書(案)」及び「地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書(案)」以上4件について提出者から補足説明があれば、お願いたします。

八児委員

4点ほどが出させていただいておりますので、中身についてはよくご検討いただいて御賛同をよろしくお願したいと思っております。それと、今日政権が交代する状況になっておりますけども、この中で、やはり地方自治のあり方が、問題になってくるということを意見書案出させていただいておりますので、御賛同よろしくお願申し上げます。

委員長

次に、「生活保護の老齢加算・母子加算の復活を求める意見書(案)」について、提出者から補足説明があれば、お願いたします。

川上委員

要点については、意見書案として記載をしているとおりです。つけ加えたいと思っておりますのは、この老齢加算と母子加算が復活して生活が助かるのは、現在生活保護を自給中の世帯だけではなくて、本来生活保護を受けてしかるべき方々が、加算がなくなったために保護基準が下がり必要な保護の適用を受けられないと、こういう状況もあるんですね。それで、現在保護適用中の方とそれから現在そうでない方についても、生活の助かるということになりますのでぜひ御

賛同いただきたいというふうに申し添えたいと思います。

委員長

説明が終わりましたので、次に、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書(案)5件については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案の取扱い」については、そのように決定いたしました。次に、「議員提出議案に対する賛否締切り日」について事務局より説明させます。

議会事務局次長

ただいまご審議いただきました意見書案5件につきましては、9月28日月曜日の午後5時までに賛否を報告いただきたいと考えております。ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議員提出議案に対する賛否締切り日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案に対する賛否締切り日」については、そのように決定いたしました。なお、各会派、お集まりの折りに、ご協議されまして、先ほど協議いただきました議員提出議案に対する賛否を事務局まで報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。次に、「請願の取扱い」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配布しておりますとおり、14日まで提出された請願が4件ございます。18日の本会議において請願第11号は経済建設委員会に、12号から14号までの以上3件は市民文教委員会にそれぞれ付託をしていただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「請願の取扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、「請願の取扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「陳情について」事務局に説明させます。

議会事務局次長

本日までに提出された陳情が6件ございます。陳情第19号から24号までの以上6件は、明日9月17日に議席の方に配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、「陳情について」は、ご了承願います。

最後に、その他でございますが、次回の委員会は9月30日(水)本会議最終日の開会前午前9時30分に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

んか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。